- ①再開日 5月9日(月)
  - ・ タイル工事について → タイルの張替えは未定のため現在の状態でしばらくは利用する

## ②カウンター業務

- →しばらくは開架の貸出も行わないため、1 F カウンターのみ 1~2 名の体制とする
- →2F カウンターへはお知らせを掲示する
- ・ 行うサービス

卒業生新規・更新、返却受付、AV ブース利用、館内閲覧(開架図書・1F 雑誌) OJ・DB・ML 利用、一時返却受付(ただし閲覧のみ)、代行出力、館内複写受付(1Fコピー機のみ使用・コピーカード利用者は1F事務室コピー機を使用)、新聞閲覧申請(1F新聞室保管)、学院中高生の利用(AV ブース利用不可)、オープンリサーチ主催講演会出席者の入館、東北地区大学図書館協議会の学生・研究者の入館(ただし開架閲覧のみ)、開架閲覧席利用(学習室の法科大学院生利用は5/6まで)

・ 行わないサービス

館外貸出(開架・教員リザーブもすべて)、ILL(依頼・受付)、学内相互貸借、 予約、閉架書庫の利用(閲覧申請・貸出・入庫)、学外者(東北地区大学図書館協議会を 除く)の利用

- ※ 教員選書・学生要望の受付は各キャンパスの図書館委員会が終了してから受け付ける(5 月中)
- ※ 2Fのコピー機へ複写申請手続きを1Fで行うように案内を出す(停止中表示)
- ※ 多賀城キャンパス図書館は開架のみのため、貸出・ILLは行う

#### ③その他

- i) 受け入れの開始
  - →雑誌は4/25より開始(寄贈は保留)、図書は図書委員会終了後より開始
  - →受け入れ量により復旧人数と整理業務人数を調整
- ii) 未返却図書の扱い(督促はしない)
  - →図書の督促は6月9日以降とする(貸出中の図書の確認という形で)
  - →学内の死亡・行方不明者による貸出はなし
  - →3月11日以前で延滞をしていた場合はペナルティを課すが、3/11~開館までの日数分はペナル ティに入れないようにする。(ただし日数が微妙な部分は厳密にペナルティをとる必要なし)
- iii)被災による汚破損・紛失により返却ができない場合の対応(弁済なし)
  - →汚損破損問わず、現物があるものは全て返却として受け付ける ※届出も書いてもらう(受付済のものは代理で記入可)

- →紛失については申請があった場合は届出を書いてもらう
- →届出を書いてもらった際に「弁済はない」ことを伝える

### iv)分室開館利用について

- →分室の教員用コピーカードの利用(授業用レジュメのコピー等)については、問い合わせがあった場合は中央図書館1Fカウンター内のコピー機を利用することは可能(ただし予算は中央図書館の予算となる※分室での利用の場合は施設課予算)
- →大学院棟 28 番教室の「博士論文・修士論文」についての閲覧受付も今年度より図書館が行う ことになるため、分室担当者にて出納(閲覧申請うけつけ)を行う。ただし、開始は分室開館 後とする。(28 番教室は現在ボランティア資材置き場・詳細は今後検討)
- v) 卒業生の更新・登録の書式について
  - →一般開放は延期のため、今までどおりの書式で対応する(5月9日より更新・登録開始)
  - →今年度より卒業生の更新は「年度更新」ではなく「1年ごと更新」となる
    - ※ 5月9日申請の場合は期限を翌年の5月8日にする
    - ※ 年度期限のある非常勤講師等は今までの年度更新でよい
  - →教授会にて一般開放を含む新しい「図書館利用規定」が承認された ※規定は別途詳細
- vi) 掲示物の作成について
- ・ 貸出サービス停止のお知らせ
- ・ 予約・相互貸借停止のお知らせ
- 閉架書庫利用の停止
- ・ ILL サービス停止
  - →出来ない項目が多いため、まとめて掲示作成(出来ること・出来ないこと)
- ・ 分室の休館
- 利用説明会の延期
- vii)研究機関事務課の利用について
  - → 利用可能(学生・院生・教員・卒業生からの希望があれば直接行ってもらう)
- viii) 規定の改定について
- ・ 4月に実施された全学教授会にて規定の改定が承認
- ・ 主な改定点について
  - ①貸出冊数・期間の変更

学部生・卒業生 → 10 冊まで 2 週間 (全館あわせて) 1 回まで更新可 ※閲覧申請の数も 10 冊までに変更

教員 → 《A 図書》160 冊まで 1 年間 《B 図書》学部生に準じる(10 冊・2 週間・更新) ※B 図書の 10 冊目以上は特別貸出申請必要

学院中高生 → 3冊まで8日間 1回まで更新可

# ②入庫利用

学部生・卒業生 → 利用説明会なしでも入庫可

### ③一般開放

18 歳以上の学外者 → LC 作成可 ※申請書については現在検討中

→ 貸出は3冊まで1週間 ※公共図書館の紹介状必要(実質不可)

※ 復旧作業につき開始は延期(現在は後期を目処としている)

# ④ペナルティの改定

規定の改定と同時にペナルティの改定が行われた。利用者にわかりやすいように「延滞日数 イコール停止日数」とする。

周知が必要なため初回は「規定により延滞日数分貸出が停止になります。周知が万全でないため今回はペナルティはつけませんが、次回からペナルティがつきますのでご注意ください。」と伝え口頭注意のみとする。

3月11日以前の延滞図書であっても、3月11日~開館までの日数を差し引いて30日に満たないものは上記の口頭注意で対応する。(よっぽど長い人だけ即日数分貸出停止になる) ※その他のペナルティ改定については別紙参照